

# 申請についての注意事項

## 1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。  
(注) 「常時10人未満」というのは、平常には10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満である場合をいいます。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与及び退職手当等について特別徴収した税額は、それぞれ次に掲げる日までに納入することになります。
- |               |          |
|---------------|----------|
| 6月から11月までの支払分 | 12月10日まで |
| 12月から5月までの支払分 | 6月10日まで  |
- (注) 上記の納期限が日曜日・土曜日・祝日・休日のときは、翌営業日が納期限となります。
- (4) この特例の承認を受けた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届けなければなりません。
- (5) 同一の申請書で、給与にかかるものと退職手当等にかかるものの両方について承認申請することができます。
- (6) この特例の承認を受けた税額を納入するときは、6月分から11月分までの税額は11月分の納入書、12月分から5月分までの税額は5月分の納入書に各期間分の税額を合算して、それぞれ(3)の日までに納入してください。

◎ご注意 次のア・イに該当する場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この特例の承認を受けた後、次のウ～オに該当する場合は、承認を取り消すことがあります。

- ア 滞納や著しい納付（納入）遅延がある場合  
イ この特例の承認の取り消しがあった日以後1年以内に承認申請した場合  
ウ この特例の承認を受けた税額を滞納した場合  
エ その他の滞納や納付（納入）遅延があった場合  
オ 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出がない場合

## 2 申請書の書き方

- (1) 「①」欄には、申請年月日を記入してください。
- (2) 「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、個人の住所地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で特別徴収税額の徴収及び納入を行っているものが申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記入してください。申請者が個人である場合は番号の記入は不要です。
- (3) 「③」欄には、神戸市から通知されている「特別徴収義務者番号」を記入してください。
- (4) 「④」欄には、連絡に便利な電話番号を記入してください。
- (5) 「⑤」欄は、給与・退職手当等の両方について同時申請する場合を除いて、（給与・退職手当等）のいずれかを抹消してください。
- (6) 「⑥」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (7) 「⑦」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額（賞与等の臨時の給与の金額を含みます。）を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を（外　人）内に、その支払金額を（外　円）内にそれぞれ外書してください。
- (8) 「⑧」「⑨」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (9) ※印を付けた欄には記入しないでください。

### 不服申立て

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができず、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。